

千葉県立海浜病院診療録管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 市立海浜病院（以下「当院」という。）において、診療情報（診療記録に診療報酬請求情報に関する情報を合わせたもの（以下「診療情報」という。）の適切な管理業務を遂行するため、診療録（診療に関する諸記録を含む：広義の診療録以下「診療録」という。）及び診療情報に関する管理について審議、検討するとともに診療録の記載精度を高め、内容の整備充実を図ることを目的として診療録管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項について審議し、院長に報告するとともに、関係者に周知する。

- (1) 診療録の記載の適正に関する監査と評価に関すること。
- (2) 診療録の中央管理に伴う適正な保存・管理に関すること。
- (3) 診療録及び関連資料等に関わる検討に関すること。
- (4) 電子カルテ等に関わる検討に関すること。
- (5) 院内がん登録に係る実務に関すること
- (6) 診療情報管理業務の改善及び推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる職種・職名で構成する。

- (1) 診療局長
- (2) 医師（複数名）
- (3) 看護師（1名以上）
- (4) 薬剤師（1名以上）
- (5) 事務局医事班主査
- (6) 診療録情報管理士（1名以上）

2 前項に掲げる者のほか、委員長が認めた者を委員として任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、院長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その業務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、原則として年4回の定例会を開催する。ただし、委員長の判断により臨時に開催することが出来る。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

3 委員長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、書面審議をもって委員会の会議に代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、診療局管理室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日より施行する。